

## 人工呼吸器に係る安定供給確保を図るための取組方針（案）に関する意見募集の結果について

令和7年12月26日

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

人工呼吸器に係る安定供給確保を図るための取組方針（案）について、令和7年12月6日（土）から同年12月14日（日）まで御意見を募集したところ、9件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	人工呼吸器の安定供給に関する必要数の判断基準について、国際機関（特にWHO）の基準をそのまま採用するのではなく、国内の実態に即した独自の算定基準を設けるべきと考えます。人工呼吸器の需要は、感染症流行などの突発的要因だけでなく、高齢化の進行や慢性呼吸疾患患者の増加によって中長期的に高まる傾向にあります。そのため、必要数の見込みは過去の国内使用実績、および高齢化率や疾病構造の変化などの国内要因を踏まえて算定することが現実的であり、効果的な備蓄・供給計画の策定に資すると考えます。さらに、国外基準を基礎とする場合には、医療提供体制（集中治療室数、在宅療養体制、医療従事者配置など）の構造差を必ず補正した上で活用すべきです。日本の	本取組方針における需給ひっ迫時の措置の内容は、過去の感染症流行下における実際の需要数等に基づき設定しております。

	医療制度は他国と比べても特有の強みと制約の両面を持つため、単純な国際比較による基準設定は適切ではありません。したがって、政府には、過去の国内データ、地域ごとの年齢構成や疾病構造を反映した科学的・統計的分析に基づき、安定供給体制を構築するよう求めます。	
2	人工呼吸器は必要だが、前の法案の様な、ロケット兵器やドローンの抱き合わせ輸入は要らないぞ。	人工呼吸器の安定供給確保の必要性について賛同いただきありがとうございます。その他の物資についてのご意見については本取組方針とは関係がなく、回答が困難です。
3	供給確保のためには、前提として医療機関の既存保有数の把握と保有機器の性能状態把握があって然るべきである。しかし、案には既存保有数の把握等の記載が見当たらないため、明記を希望する。 当然ながら、医療機関において毎年保有数や保有機器の状態についてを国に報告することがまずあったうえで、国はその報告を取りまとめ国民に公表し、次に次年度の供給目標も国民に示した上で、医療機関に人工呼吸器を供給し維持させ管理するべきであり、このような運用計画についての具体の明記も希望する。	本取組方針は、人工呼吸器の安定供給確保を図るための取組を定めるものです。 本取組にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）において、国内の需給状況を把握するため、生産、輸入等の状況について報告を求めることができるとされており、厚生労働省では、これに基づき定期的に人工呼吸器状況の把握を行っています。 また、本取組方針は、国内での供給途絶を防ぐための生産体制構築を主としているものであり、毎年必ずしも改定するものではないことから、毎年の運用計画を記載する性質のものではないと考えます。

※上記のほか、6件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。